

参考 4

医業経営の近代化・効率化に向けた取組み

- 「非営利性の徹底」、「公益性の確立」、「効率性の向上」、「透明性の確保」、「安定した経営の実現」といった視点を踏まえ、質の高い医療提供体制の確保の基盤となる医業経営の近代化・効率化に向けて取り組んでいるところ。

○ 医療法人の理事長要件の緩和

- ◇適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には、都道府県知事において、医師又は歯科医師以外の理事長も認める。

○ 公益性の高い「特別医療法人制度」の普及

- ◇公益性に支障のない範囲内で、要件を緩和
- ・業務に係る要件の範囲を救急輪番制参加などにも拡大
 - ・形式的で弾力的な採用の阻害要因となっている役職員に対する階層的な収入要件の撤廃 等
- ◇実施できる収益業務について大幅に拡大

○ 公益性の高い「特定医療法人」制度について要件緩和

- ・差額ベッドについて平均料金上限5000円規制を撤廃するとともに、割合規制を20%から30%に引上げ。
- ・形式的で弾力的な採用の阻害要因となっている役職員に対する階層的な収入要件の撤廃

○ 医療法人の附帯業務の拡大

- ◇医療法人の附帯業務として、次に掲げるものを追加。
- ・保育所を経営する事業
 - ・乳幼児健康支援一時預かり事業
 - ・高齢者等の生活支援事業
 - ・介護予防・生きがい活動支援事業
 - ・在宅介護支援事業

○ 出資額限度法人の制度化

- ・社団法人の持分の在り方について、非営利性の観点等も踏まえた研究
- ・検討の場として、平成15年10月「医業経営の非営利性等に関する検討会」を設置、平成16年6月「出資額限度法人」の普及・定着に向けて」報告書を取りまとめ。
- ・平成16年8月「いわゆる「出資額限度法人」について」を通知

○ 新たな病院会計準則の制定

- ・企業会計の最近の動向の反映、異なる経営主体間での比較可能性等を基本方針として、平成16年8月「病院会計準則の改正について」を通知

○ 資金調達手段の多様化

- ・資金調達手段を多様化し経営を安定化するために積極的な利用が期待される債券発行による資金調達手段（医療機関債）について、その円滑かつ適正な利用促進の観点から、平成16年10月「医療機関債」発行のガイドラインについて」を通知

特別医療法人制度の普及の概要

- 特別医療法人とは、医療法人のうち、一定の公益性要件を満たし、地域において安定的に医療を提供できる医療法人であり、経営安定化の観点から、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を行うことができる。（医療法第42条第2項）
- 特別医療法人制度は、平成10年に創設したものであるが、公益性の高い病床に係る規制など、その要件の達成が困難との指摘もあり、現在のところあまり普及していない。
- このため、特別医療法人制度をより利用しやすくするため、非営利性・公益性の徹底の観点から問題のない要件を緩和するとともに、収益業務規制を大幅に緩和。
（平成15年11月に省令、告示を改正）

（主な改正項目）

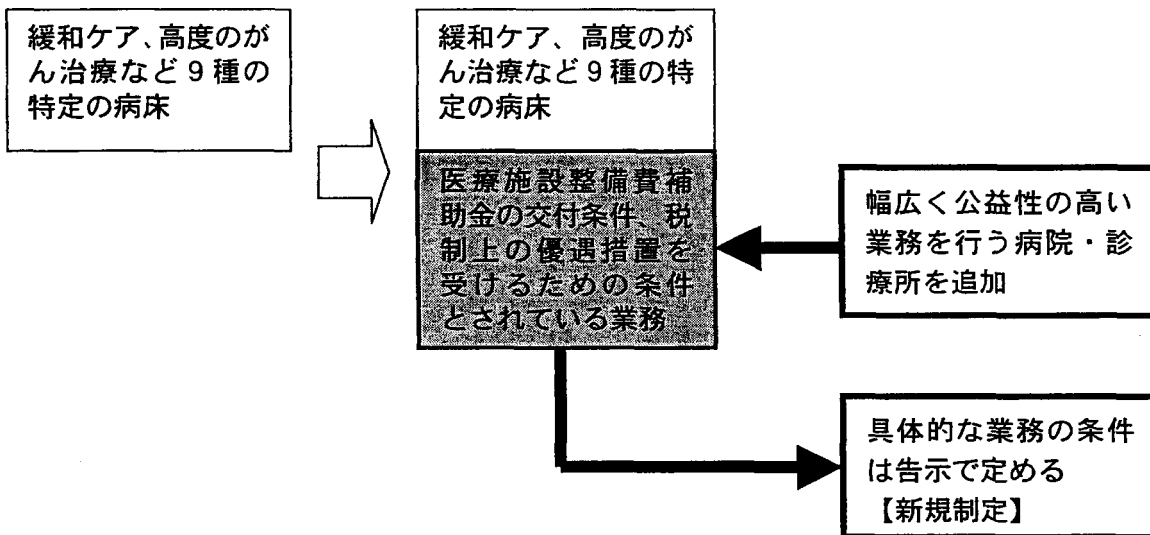
項目	改正前	改正後
病床規制	緩和ケア、高度のがん治療など9種の特定の病床	左記に加え、公益性の高い業務を行う病院・診療所を追加
診療報酬8割規制	社会保険診療収入が全収入の8割を超えること	健康づくり・疾病予防を推進する観点から、社会保険診療収入の算定に際し、公的な健康診査等を追加
給与規制	役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算の取扱い	役職員一人につき、年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
収益業務の拡大	遊休資産の活用、医療法人の知見を図る観点から、医薬品の販売業等12種類の業務に限定	「学校法人制度」を参考に、収益業務の範囲を大幅に緩和

基本的な考え方

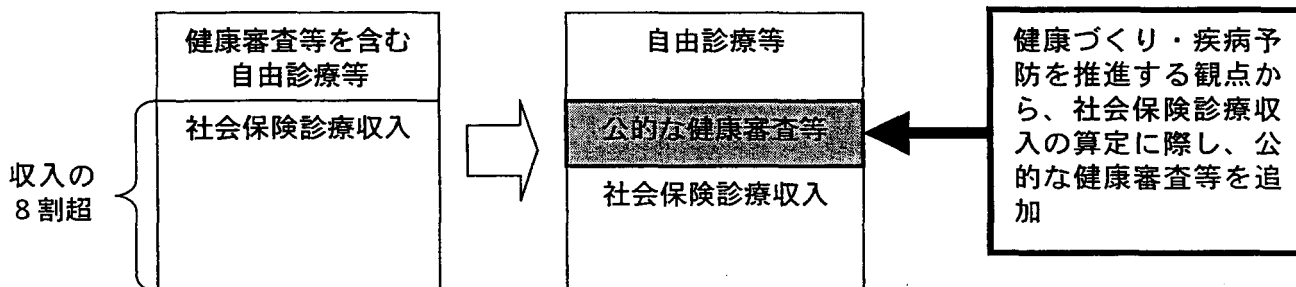
- 「これからの医業経営の在り方に関する検討会」最終報告書を踏まえ、特別医療法人の普及のため、非営利性・公益性の徹底の観点から問題のない要件について緩和する。
- 要件緩和と併せて、特別医療法人制度をより利用しやすくするために、収益事業規制を大幅に緩和する。

1 特別医療法人の要件緩和

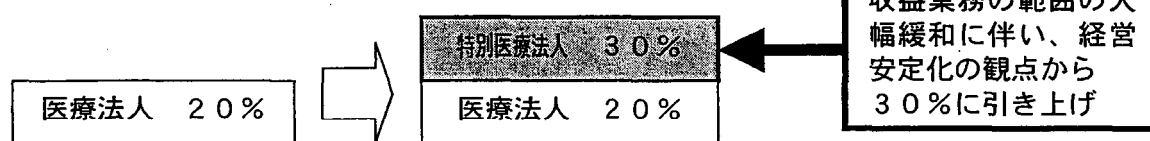
(1) 病床規制の緩和



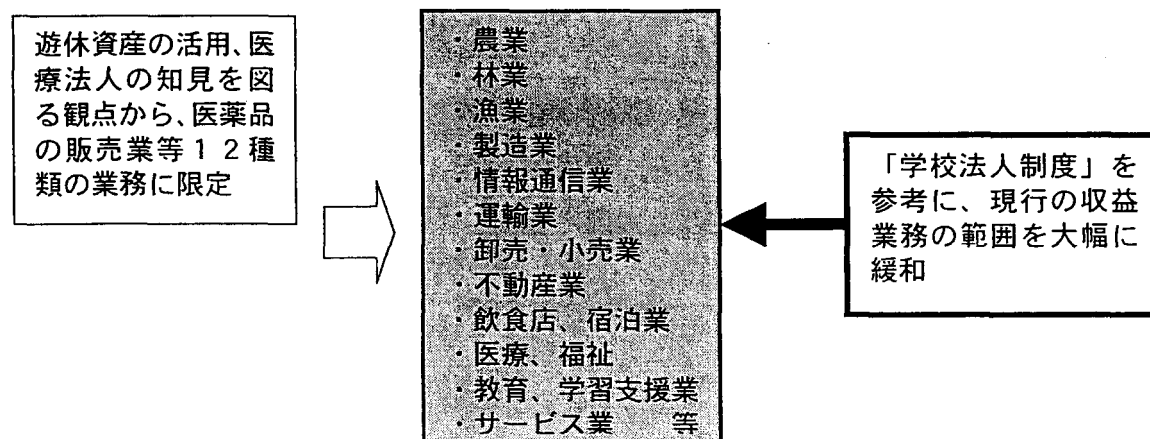
(2) 診療報酬8割規制の緩和



(3) 自己資本比率の引き上げ



2 収益業務の拡大



特定医療法人制度の要件緩和の概要

- 特定医療法人とは、医療法人のうち、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されているものとして国税庁長官の承認を受けたものであり、法人税率が22%に軽減されている。(租税特別措置法第67条の2)
- 特定医療法人については、公的な運営を確保するため、承認に当たっては一定の要件を設けているところであるが、全病床数に占める差額ベッド割合の上限や平均料金の上限規制などの要件が実態にあっていないのではないかという指摘があったところ。
- このため、特定医療法人制度をより利用しやすくするため、要件を緩和。(告示を改正し、平成15年4月1日から施行)

(主な改正項目)

項目	改正前	改正後
差額ベッド 規制	全病床数に占める差額ベッドの割合が <u>20%以下</u> であること	全病床数に占める差額ベッドの割合が <u>30%以下</u> であること
	平均料金が5000円以下であること	廃止
給与規制	役職員の給与等に関する職務内容及び年齢による加減算の取扱い	役職員一人につき、年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
証明書の添付	規定なし	承認申請時及び各事業年度終了後に厚生労働大臣の証明書の交付を受け、国税庁長官に提出することとされた

医療法人の附帯業務の拡大

1. 基本的考え方

- 医療法人は、その開設する病院、診療所及び介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款等の定めるところにより附帯業務として、医療関係者の養成、医学に関する研究所の設置、一定の介護関連事業等の業務を行うことができる。（医療法第42条第1項）

2. 医療法人の附帯業務について

- ① 医療法人の本来業務（病院、診療所及び介護老人保健施設）の持つ人材、施設、設備やノウハウ等を活用しうるもの。
- ② 附帯業務を行うことにより、当該医療法人の本来業務の安定的な運営を妨げるおそれがないもの。

3. 医療法人の附帯業務に追加する業務

(1) 次世代育成支援対策の推進にかかもの

- 児童福祉法に規定する保育所事業（※告示改正）
- 乳幼児健康支援一時預かり事業（「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（平成6年6月23日児発第605号厚生省児童家庭局長通知）関係）（※通知改正）
 - ① 病後児保育（施設型）
病気回復期にある乳幼児を対象として、看護師等が当該児童を病院等の空き部屋等において一時的に預かる事業
 - ② 病後児保育（派遣型）
派遣された看護師等が当該児童の自宅等において一時的に預かる事業
 - ③ 訪問型一時保育
保護者が病気等になった児童を対象として、当該児童の自宅に保育士等を派遣して一時的に保育を行う事業

(2) 在宅介護の推進にかかるもの

- 介護予防・地域支え合い事業（「介護予防・地域支え合い事業の実施について」（平成13年5月25日老発第213号、厚生労働省老健局長通知）関係）のうち次に掲げるもの（※通知改正）

① 高齢者等の生活支援事業

（例）要援護高齢者に対する外出支援サービスなど（リフト付車輛による医療機関等との送迎）（訪問理美容サービス事業を除く）

② 介護予防・生きがい活動支援事業

（例）高齢者向けの転倒骨折予防教室（健康診断、生活指導等）の開催など

③ 在宅介護支援事業

（例）在宅の要援護高齢者の心身の状況の把握、介護ニーズ等の評価など

(3) 実施期日

平成16年3月